

安田女子大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、安田女子大学学則第2条の2第2項の規定に基づき、安田女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本学大学院は、建学の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする。

(教育内容及び方法の改善のための組織等)

第1条の3 本学大学院は、前条の目的を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の点検及び評価並びに教育内容及び方法の改善を図るために必要な事項は、別に定める。

(課程)

第2条 本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程（薬学研究科を除く。）は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 前項の博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

5 博士後期課程及び薬学研究科博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第3条 本学大学院に、次の表のとおり研究科、課程及び専攻を置く。

研 究 科	課 程	専 攻
文学研究科	博士課程	日本語学日本文学専攻
		英語学英米文学専攻
		教育学専攻
家政学研究科	修士課程	健康生活学専攻
薬学研究科	博士課程	薬学専攻
看護学研究科	博士課程	看護学専攻

2 各研究科及び専攻ごとの目的に関し必要な事項は、別に定める。

(標準修業年限)

第4条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 薬学研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第4条の2 本学大学院における在学期間は、特別な事由があると認められる場合を除き、修士課程及び博士前期課程にあっては4年を、博士後期課程にあっては6年を、薬学研究科博士課程にあっては8年をそれぞれ超えることはできない。

(入学定員及び収容定員)

第5条 本学大学院の各研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻	修士課程		博士課程				博士課程		収容定員(名)
				博士前期課程		博士後期課程				
		入学定員(名)	収容定員(名)	入学定員(名)	収容定員(名)	入学定員(名)	収容定員(名)	入学定員(名)	収容定員(名)	
文学研究科	日本語学日本文学専攻	—	—	6	1 2	2	6	—	—	8 7
	英語学英米文学専攻	—	—	6	1 2	2	6	—	—	
	教育学専攻	—	—	1 8	3 6	5	1 5	—	—	
	計	—	—	3 0	6 0	9	2 7	—	—	
家政学研究科	健康生活学専攻	3	6	—	—	—	—	—	—	6
	計	3	6	—	—	—	—	—	—	
薬学研究科	薬学専攻	—	—	—	—	—	—	2	8	8
	計	—	—	—	—	—	—	2	8	
看護学研究科	看護学専攻	—	—	1 0	2 0	3	9	—	—	2 9
	計	—	—	1 0	2 0	3	9	—	—	
合 計		3	6	4 0	8 0	1 2	3 6	2	8	1 3 0

第1章の2 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条の2 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条の3 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月19日まで

後期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条の4 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 夏季休業 8月1日から9月19日まで

(4) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業 2月1日から3月31日まで

第2章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第5条の5 本学大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 本学大学院は、前項に規定する教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業及び研究指導)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第7条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第7条の2 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育課程及び履修方法)

第8条 各研究科及び専攻の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表のとおりとする。

2 研究指導の内容については、各研究科及び専攻において定める。

3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により単位数を計算とするものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲の時間をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

4 特別研究等の授業科目については、前項の規定にかかわらず、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとする。

(研究指導教員の決定等)

第8条の2 研究科長は、当該課程・専攻に所属する専任教員より授業科目の履修に関する指導及び学位論文等の作成に対する指導を行う教員（以下「研究指導教員」という。）1名を決定するものとする。

2 研究科長は、前項の規定にかかわらず、当該研究科・専攻における研究分野の専門性・特性に応じて、複数の研究指導教員による研究指導を行うことができるものとする。

3 前2項の規定により決定された研究指導教員については、原則として変更を認めないものとする。ただし、学生がやむを得ない事由により変更を希望する場合に限り、所定の変更願を学長宛てに提出することができるものとする。

4 学長は、前項ただし書の規定による変更願が提出された場合又は教育的配慮により変更する必要があると当該研究科長が認めた場合に限り、当該研究科委員会の意見を聴いて、変更することができるものとする。

第9条 学生は、当該研究指導教員の指導の下に、当該研究課題の目的に適するよう授業科目を履修するものとする。

(他の研究科・専攻等の授業科目の履修)

第9条の2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科若しくは専攻又は安田女子大学の授業科目を履修させることができるものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第10条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第11条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、15単位を超えないものとする。

3 既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第12条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、1

5単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数は、第11条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

3 第1項に規定する授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第13条 履修した授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告によるものとする。

第14条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階の評語をもって表し、秀、優、良及び可をそれぞれ合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の規定により合格した授業科目については、所定の単位を与えるものとする。

3 第12条の規定により他の大学院において履修した授業科目及び成績の評価は、第1項の規定にかかわらず、合格又は不合格とする。

第3章 課程の修了要件等

(修了要件)

第14条の2 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認める学生については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第15条 削除

第15条の2 博士課程（薬学研究科を除く。）の修了要件は、本学大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、博士前期課程において修得した単位のほかに、博士後期課程の所定の授業科目を10単位以上（看護学研究科については、14単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認める学生については、本学大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 第14条の2ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の修了要件は、本学大学院に博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認める学生については、本学大学院に3年（博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第24条第2項第2号の規定により、本学大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、本学大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認める学生については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第15条の3 薬学研究科博士課程の修了要件は、本学大学院に4年以上在学し、博士課程の所定の授業科目を32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認める学生については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の最終試験)

第16条 最終試験は、学位論文（修士課程又は博士前期課程については、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）に関連ある科目について行うものとする。

(学位論文の審査及び最終試験の判定)

第17条 学位論文の審査及び最終試験の判定は、合格又は不合格とし、当該研究科委員会において審査する。

(学位の授与)

第18条 本学大学院は、本学大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 本学大学院は、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有すると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教職免許

(教職免許)

第19条 本学大学院において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。ただし、当該免許状に該当する一種免許状の取得資格を有する学生に限る。

2 本学大学院において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
文学研究科	日本語学日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	書道
	英語学英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
	教育学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	
家政学研究科	健康生活学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭

第5章 削除

第20条から第22条まで 削除

第6章 入学、休学、退学、除籍、転学、再入学及び留学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第24条 修士課程又は博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条第1項の規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の薬学を履修する課程（標準年限を6年とする課程）を卒業した者
 - (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第25条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに所定の手続をしなければならない。

(入学者の選抜)

第26条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

第26条の2 前条の規定による選抜試験における合格者の判定は、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(入学の手続及び許可)

第27条 学長は、前条の規定により合格した者で、所定の期日までに所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

(休学)

第28条 学生は、病気その他止むを得ない理由により修学できないときは、保証人連署の上、事由を具して学長に願い出て、その許可を得て、休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学長は、健康上修学に不適当と認めた学生に対して、休学を命ずることができる。

第29条 学生は、休学の期間が満了した場合又は休学期間中であっても休学の事由が消滅した場合は、保証人連署の上、願い出て、復学することができる。

2 病気により休学した学生が復学しようとするときは、復学願に医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第30条 休学の期間は、通算して修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年、薬学研究科博士課程にあつては4年をそれぞれ超えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第31条 学生は、退学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条の2 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍することができる。

(1) 第4条の2の在学期間を経過しても、なお修了の認定が得られない者

(2) 第30条に定める休学期間を超えた者

(3) 授業料その他納付金の納入を怠り、催促を受けてもなお納入しない者

2 前項第3号に規定する授業料等の未納者に係る除籍手続に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第32条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 他の大学院から本学大学院へ転学を希望する者については、試験の上、許可することがある。

(再入学)

第33条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が同一研究科の同一専攻に再入学を願い出たときは、当該研究科委員会の意見を聴いて、入学を許可することがある。

(1) 第31条の規定により本学大学院を退学した者

(2) 第31条の2第1項第2号又は第3号の規定により本学大学院を除籍された者

2 再入学の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第34条 外国の大学院に留学を志望する学生は、学長の許可を得て、留学することができる。

2 前項の規定により許可を受けて留学した学生に係る本学大学院での在学すべき期間については、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定するものとする。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第35条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第35条の2 学長は、学生が本学大学院の学則その他の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、当該研究科委員会の意見を聴いて懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席が常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

4 前3項に規定する懲戒の処分の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第36条及び第37条 削除

第8章 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生等

(科目等履修生、研究生及び特別研究生)

第38条 本学大学院に科目等履修生、研究生及び特別研究生（以下「科目等履修生等」という。）を入学させることがある。

2 前項の科目等履修生等に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第39条 他の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修を認めた学生は、特別聴講学生と称する。

第9章 授業料等諸納付金

(授業料等諸納付金)

第40条 本学大学院における入学検定料、入学料及び授業料並びに施設設備費の額は、次の表に掲げるとおりとし、それぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

区 分				金額 (円)
入学検定料	学内推薦、秋季入学試験、春季入学試験			15,000
	上記以外の入学試験			20,000
入学料	—			150,000
授業料 (年額)	文学研究科	博士前期課程	日本語学日本文学専攻	600,000
			英語学英米文学専攻	600,000
			教育学専攻	600,000
			教育学・心理学コース 臨床心理学コース	640,000
	博士後期課程		日本語学日本文学専攻	600,000
			英語学英米文学専攻	600,000
			教育学専攻	600,000
	家政学研究科	修士課程	健康生活学専攻	650,000
	薬学研究科	博士課程	薬学専攻	750,000
	看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	650,000
		博士後期課程	看護学専攻	750,000
施設設備費	—			100,000

2 実習等に関する諸経費は、別に定めるところにより徴収する。

3 既に納付された納付金は、理由の如何にかかわらず、一切これを返還しない。

4 休学を許可された学生の授業料及び諸納付金は、免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

5 退学を許可された学生又は転学を許可された学生は、その期の授業料及び諸納付金を納入しなければならない。

6 停学を命ぜられた学生は、その期間中、授業料及び諸納付金を納入しなければならない。

第41条 授業料等諸納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織及び審議機関

(研究科担当教員)

第42条 本学大学院における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

(審議機関等)

第42条の2 本学大学院に、本学大学院に関する事項を審議する機関として大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長が次の各号に掲げる全学的な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する基本的な事項

(2) 学位の授与に関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する全学的な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 大学院委員会の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

第43条 各研究科に、当該研究科に関する事項を審議する機関として研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる当該研究科に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び当該研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

第44条から第46条まで 削除

（代議員会等）

第46条の2 大学院委員会に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条に規定された代議員会等（審議機関）を置くことができる。

2 大学院委員会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、大学院委員会の議決とすることができる。

3 代議員会等の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

（安田女子大学学則の準用）

第47条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、安田女子大学学則を準用する。この場合において、「学生」とあるのは「大学院学生」と、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

（雑則）

第48条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学者から適用する。ただし、第40条第1項第4号の施設設備費については、平成7年度以前の入学者についても適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の第40条第1項第3号については、平成9年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条第1項の別表については、平成19年度入学者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、家政学研究科の平成25年度の収容定員及び薬学研究科の平成25年度から同27年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学研究科 健康生活学専攻	3名	3名	—	—	—	—
薬学研究科 薬学専攻	2名	2名	2名	4名	2名	6名

附 則

1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この改正学則による改正後の安田女子大学大学院学則第40条第1項第3号の規定に係る授業料の改正部分については、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この改正学則による改正後の安田女子大学大学院学則（以下「新学則」という。）第14条の2本文の規定に係る修士課程及び博士前期課程の修了要件並びに第15条の2第1項本文の規定に係る博士課程の修了要件については、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生に係る修了要件については、なお従前の例による。

3 新学則別表の規定に係る教育課程については、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この改正学則による改正後の安田女子大学大学院学則（以下「新学則」という。）第40条第1項第3号の規定に係る授業料の改正部分については、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。

3 新学則別表の規定に係る教育課程については、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 看護学研究科看護学専攻及び全研究科の収容定員は、この改正学則による改正後の安田女子大学大学院学則（以下「新学則」という。）第5条の規定にかかわらず、平成30年度及び同31年度にあつては、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成30年度			平成31年度	
		博士前期課程	博士後期課程	収容定員(名)	博士後期課程	収容定員(名)
		収容定員(名)	収容定員(名)		収容定員(名)	
看護学研究科	看護学専攻	10	3	13	6	26
	計	10	3		6	
合 計		70	30	114	33	127

- 3 新学則の施行の際、現に新学則の施行の日の前日までに行っている教育課程の編成方針、成績評価基準等の明示等、研究指導教員の決定等、他の研究科・専攻等の授業科目の履修、休業日における授業の実施及び合格者の判定については、新学則第5条の2、第7条の2、第8条の2、第9条の2、第22条第2項又は第26条の2の規定により、それぞれ行われているものとみなす。
- 4 新学則第7条、第11条の2、第14条、第15条の3ただし書及び第40条第1項の規定は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 5 安田女子大学大学院学生懲戒処分規程（平成27年4月1日施行）第1条第1項中「安田女子大学大学院学則第35条第4項」を「安田女子大学大学院学則第35条の2第4項」に改める。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学大学院学則（以下「新学則」という。）第40条第1項第3号の規定に係る授業料の改正部分については、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 新学則別表の規定に係る教育課程については、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学大学院学則別表の規定に係る教育課程については、2022年度入学生から適用し、2021年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学大学院学則別表の規定に係る教育課程については、2023年度入学生から適用し、2022年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の安田女子大学大学院学則別表の規定に係る教育課程については、2024年度入学生から適用し、2023年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の安田女子大学大学院学則別表の規定に係る教育課程については、2025年度入学生から適用し、2024年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。